

## 整備方針

### 1 動物福祉の取り組みに関する現状

本動物園の動物たちの生育・繁殖環境は、良好とは言えないのが現状です。

近年になって、帝京科学大学との連携協定締結の効果により、現場が積極的に動物福祉に取り組み、市民を巻き込みながらワークショップを開催するなど、動物の生活環境の改善に努め始めました。

### 2 動物展示の現状

職員が製作している手書きの展示解説板は親しみやすく、来園者に人気があります。しかし、獣舎などは大規模な改修ができないため、動物本来の生態環境を再現することはできず、良好な展示環境とは言えないのが現状です。

### 3 動物園施設の現状

公共（博物館相当）施設として、幅広い年代層が利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを導入すべきですが、立ち遅れているのが現状です。

展示解説機能やレクチャースペースがないので、環境学習の推進が困難です。学校団体は雨天の予報を受け、遠足をキャンセルする状況です。学校団体だけでなく、子育て世代も雨でも利用できる公園・動物園を望んでいます。

また、動物の診療設備や、飼育職員が不十分であり、動物園職員にとっても働きやすい環境とは言えないのが現状です。

### 4 動物飼育環境の現状

遊亀動物園で飼育されている動物は、哺乳類 20 種、家畜・ふれあい動物 8 種、鳥類 8 種、爬虫類 9 種となります。（2019 年 2 月）、

○現有動物は老齢化、人気・稀少種等の理由により他園への移転できない動物が多い

○旧形式の飼育施設、老朽化により適正な飼育、繁殖させることが難しい。

- ・飼育空間、展示空間（放飼場）とも規模（面積）が小さく、コンクリートとオリに囲われた旧式の施設となっています。

動物福祉に配慮した飼育施設の整備が必要となっています。

- ・予備室や予備ケージがないので、飼育動物の展示種や頭数の変化に対応できません。

親子部屋等の予備室がないので、繁殖しても他園に移転することになります。

### 5 持続可能な動物園としての現状

野生動物の個体数の世界的減少による法規制や動物福祉、人道的な観点からの制約などにより、日本の動物園において飼育動物の入手が困難な状況の中、補充収集の手段として飼育動物の繁殖が急務となっており、遊亀動物園は加盟している公益社団法人日本動物園水族館協会（JAZA）においても JAZA コレクションプランに対応するべく、動物の搬入出を行う必要がありますが、飼育施設が旧式であるため、その対応が困難な状況となっています。

#### ○バックヤードの不足・管理道路と観覧園路が混在

- ・動物飼育管理を行うためには、バックヤードが必要となりますが、現ゾウ舎周辺以外にはバックヤードがありません。
- ・現在の動物園内では、専用の管理動線がないため、動物園管理者、管理車両、時には工事車両が観覧園路を通行することになります。
- ・開園時間中であっても、様々な飼育管理を行うため、管理者（車）の通行が必要となる場合があるので来園者に対する安全を確保し、質の高いサービスを実践するためには、観覧動線（園路）と管理動線の分離が必要となります

#### ○飼育展示動物の変化：ブリーディングローン（種の保存を目的とした動物の貸し借り）のための設備が不足。

2017年実績 ・増 19 頭   ：繁殖実績：4 種、12 頭+搬入移転：4 種、7 頭  
                  ・減 21 頭   ：死亡動物：10 種、17 頭+搬出移転：2 種、4 頭

#### 課題

- 山梨県唯一の動物園として、生きた動物を素材とした「環境教育」の充実が必要
- 飼育動物の生態を学習でき、持続可能な施設環境の整備が必要
- 生命の循環や「生物多様性保全」の重要性に気付きを与えるプログラムが必要
- 誰もが利用しやすい動物園とするために、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入が必要
- 日本動物園水族館協会の一員としても「種の保存」を推進することが必要
- 動物の生態をじっくり観察できる展示手法や、持続可能な展示の構築が必要
- 幅広い年代層が、環境教育の場として活用するためには、環境の改善・整備が必要
- 動物園職員の立場からも、園の管理環境・労働環境・飼育環境の整備が必要
- 動物園のリニューアルにおいては、現有動物の移動が困難であることから、現有動物種、個体数を維持（飼育）したまま、整備工事を行う必要があります。（動物種を縮減することによる、施設規模の縮小が困難
- 飼育動物を安定的に確保するため、飼育動物の長期的な飼育管理方針を設定し、繁殖計画及び、収集計画に基づく飼育管理を行う必要があります。

## 動物園関連法令（動物飼育・バリアフリーに関する法律）等

動物の飼育展示に係わる法律は、特定動物の扱いに関する法律と外来生物法があります。

### 1.動物の愛護及び管理に関する法律（環境省）

特定動物を飼育する場合には、動物種・飼養施設ごとに都道府県知事又は政令市の長の許可が必要となります。また、飼養施設の構造や保管方法についての基準を守らなくてはなりません。

\* 特定動物とは動物愛護管理法で「人に危害を加える恐れのある危険な動物」と定義されています。

動物愛護管理法により、人に危害を加える恐れのある危険な動物（特定動物）を飼う場合には、動物種・飼養施設ごとに都道府県知事又は政令市の長の許可が必要となる。また、飼養施設の構造や保管方法についての基準、手続等については以下の担当部局に確認する必要があります。

山梨県福祉保健部衛生薬務課食品衛生・動物愛護担当

□現飼育展示動物における特定動物種は以下の通りです。

- ・アテレス属（クモザル属）全種 ・テナガザル科 テナガザル科全種
- ・パン属（チンパンジー属）全種
- ・ヒョウ属（ライオン・トラ等・ユキヒョウ：ウンピョウ属）
- ・クマ科 クマ科全種
- ・ゾウ科 ゾウ科全種
- ・鳥類 ヴルトウル・グリュフス（コンドル）

#### ①守るべき事項

- ・「特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目」で規定されている、逸走を防止できる構造及び強度を確保する一定の基準を満たした「おり型施設」などで飼育保管する。

#### ②飼養施設の管理方法

- ・定期的な点検を実施する。
- ・第三者の接触を防止する措置をとる。
- ・特定動物を飼養している旨の標識を掲示する。

#### ③動物の管理方法に関する事項

- ・施設外飼養の禁止
- ・マイクロチップに等による個体識別措置をとる。（鳥類は脚環でも可能）

本園は継続的に動物を展示しており、新規導入種についてはこれまで通り、その都度適正に届け出していくことになります。

### 2.外来生物法（環境省）

この法律の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することであり、そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

本園では、該当する動物（アカゲザル、アライグマやカミツキガメなど）は現在飼育していないため、今後、飼育展示する場合は手続きが必要となります。

### 3. 動物展示施設の感染症対策ガイドライン

- ①動物展示施設における人と動物の共通感染対策ガイドライン 2003（厚生労働省）
- ・通常人とふれあうことのない野生動物を飼育展示し、モルモットやウサギなどの動物とのふれあいの場を提供している動物園においては、感染症に対する十分な対策を講じる。
  - ・人と動物の共通の感染症法は伝染病予防法などに代わり、感染症対策を主眼につくられた法律で、感染症を感染力や致死率など危険度が高い順に1～5類に分類されている。指定感染症となっている鳥インフルエンザや「人と動物の共通感染症」については、感染症に対する安全確保や動物の健康管理・衛生管理などを考慮した施設整備が必要。。
- ②動物園・水族館動物の感染症ハンドブック：日本動物園水族館協会発行  
防疫マニュアルでは、飼育従事者対策、来園者対策、感染症各論等が示されている。

### 4. ワシントン条約

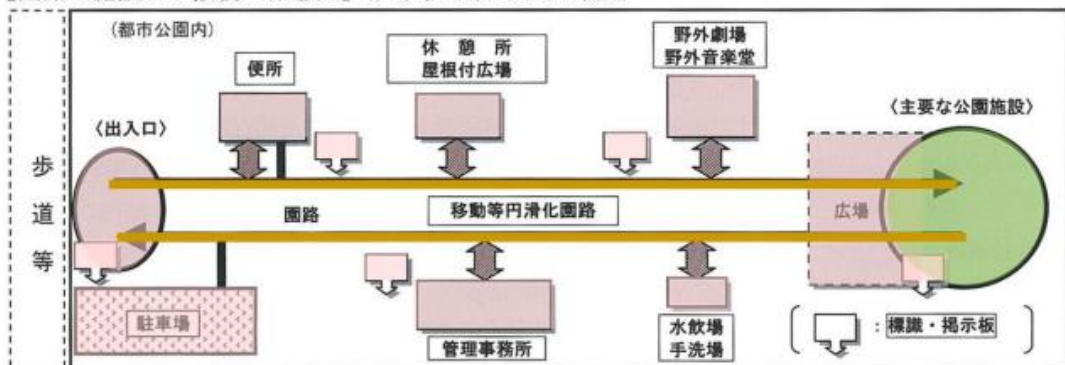
ワシントン条約では、国際取引の規制の対象となる動植物は附属書とよばれるリストに掲載されます。「附属書」は、絶滅のおそれの度合いに応じて、規制内容の異なる「附属書 I」「附属書 II」「附属書 III」の3つに分かれている。

	掲載基準	主な掲載種	規制の内容
附属書I	今すでに絶滅する危険性がある生き物	ジャイアントパンダ、トラ、ゴリラ、オランウータン、シロナガスクジラ、タンチョウ、ウミガメ科の全種など約1,000種の動植物。	商業のための輸出入は禁止される。学術的な研究のための輸出入などは、輸出国と輸入国の政府が発行する許可書が必要となる。
附属書II	国土の取り引きを制限しないと、将来、絶滅の危険性が高くなるおそれがある生き物	タテガミオオカミ、カバ、ウミイグアナ、トモエガモ、ケーペンギン、野生のサボテン科の全種、野生のラン科の全種など、約34,000種の動植物(ただしサボテン科とラン科の植物は附属書Iのものもある)。	輸出入には、輸出国の政府が発行する許可書が必要となる。
附属書III	その生き物が生息する国が、自国の生き物を守るために、国際的な協力を求めている生き物	ボツワナのアドウルス、カナダのセイウチ、南アフリカのミダノアワビ、ポリビアのオオバマホガニーなど約200種の動植物。	輸出入する場合に、輸出国の政府が発行する許可書が必要となる。

### 5. バリアフリー関連法令

- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（平成24年3月国土交通省）
- ・ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（平成20年2月一般社団法人日本公園緑地協会）及び、トイレ等の建築物は、バリアフリー法、福祉の街づくり条例（山梨県・甲府市）に基づき各施設を整備する。

【園路と施設との接続の概念図】移動等円滑化園路の構造



## 動物園の整備方針

動物園の使命を踏まえ「子育て支援」「環境教育」「賑わい創出」に係わる機能を強化し、市民が求める次の未来像の実現に向けた取り組みを行います。

### ■ 子ども達が動物達とふれあい、命の尊さを大人と一緒に学ぶことができる動物園

- ・次世代を担う子ども達が、楽しみながら動物への理解を深めるだけでなく、生命の循環「命のつながり（循環）」や「生物多様性保全」の重要性に気付きを与えることができる動物園をめざします。
- ・子育て支援の場として、子どもだけでなく、親子で一緒に学べる環境整備をハード・ソフトの両面から行っていきます。

### ■ 動物本来の生態を観察できる動物園

- ・動物福祉の観点から、飼育動物の動物舎・放飼場の規模や構造を改善し、動物本来の生態を飼育・展示できる環境を整備します。
- ・また、給餌行動や運動などを誘発する仕掛けを研究しながら、整備していきます。
- ・研究機関や市民と協力しながら飼育環境の改善に継続的に取り組んでいきます。

### ■ 誰もが利用しやすい動物園

- ・幼児から高齢者まで、様々な年齢層の方でも利用しやすい動物園をめざします。
- ・甲府市ならびに山梨県のユニバーサルデザインに関する指針に準じた上で、動物園らしさも表現しつつ、設備やサインなどの整備を推進します。
- ・誰もが利用しやすい動物園となるよう、市民サポーターによる継続的なモニタリングの実施を検討します。

## ○基本方針等に基づく施策・事業

- (1) こども動物園機能の拡充：「レクリエーション」と「学習」の場を提供する
- (2) 動物の展示方法の工夫：人と動物にやさしい環境をつくる
- (3) 動物の生活環境の改善：人と動物にやさしい環境をつくる
- (4) だれでも利用しやすい施設：人と動物にやさしい環境をつくる



**効果 動物園の魅力向上・市民が求めている動物園の未来像の実現  
来園者の満足度アップ、来園者数アップ**

重点指標：◎来園者の満足度 ◎来園者数 21 万人

## 動物管理方針

### ①動物管理方針

#### ○現有の飼育展示動物を対象とする整備計画

リニューアル工事中、現有動物を他の施設へ一次的に移転することが困難。

- ・移転時のストレスや受け入れ先での環境の変化に対応できない可能性がある。
- ・輸送費や、移転先での飼育経費が再整備事業費に大きく影響する。(特に大型動物)

よって、動物園再整備においては、現有動物を対象に飼育管理することを条件として、施設設計を行います。

#### ○整備期間中における動物管理

現有飼育動物を移転しない方針に基づく飼育管理方針を設定するため、動物園へのヒアリング、学識経験者の知見を踏まえ設計条件を整理します。

- ・工事期間中の仮設飼育も上記同様に動物にストレスを与えることにはなるので、できる限り仮設飼育施設への移転がないよう、ビルド&スクラップ方式を採用します。

#### ◆ビルド&スクラップ方式の手順

①ビルド：池の埋立て等による新たな空地に飼育施設を整備する

↓

②飼育施設整備完成後、動物を移転する

↓

③スクラップ：動物移転後、既存飼育施設を解体→(①新たな飼育施設の整備)

#### ○JAZAの繁殖計画対象動物種(繁殖実績のある種、繁殖実績の向上や研究に寄与する種)

等も考慮して、動物管理方針を設定します。

#### ○「繁殖促進種」、「繁殖検討種」の設定

- ・現有動物種のうち、(ペアリング可能、寿命が長い、貴重種、人気動物等)長期的に飼育展示する動物種は、「繁殖促進」、「繁殖検討種」に設定します。
- ・繁殖、子育て(親子区分飼育等)や疾病、老齢化及び、ブリーディングローン等による他園との連携等により、飼育動物の増加や減少、移動や動物種配置転換等の多様な飼育状況に対応できるよう、寝室・放飼場のオス・メス・子供区分や予備の寝室や放飼場を確保するとともに、安全で効率の良い作業スペースを確保します。
- ・また、繁殖疾病や老齢化等により一時的に区分飼育するための予備室や予備ケージを整備します。

#### ○「次世代撤退」・「撤退検討種」の選定

- ・老齢やその他の理由により、繁殖不可能、ブリーディングローンによるペアリングが不可能な場合は、短期的な撤退もしくは中期的な次世代撤退する動物種とします。空いた飼育展示部分は、展示面積の拡張もしくは、新たな動物飼育展示へ転換を図ります。

- ・ 撤退などの理由により飼育動物種の変更においても、施設の軽微な改修によって新規動物種の入替え展示が可能な施設とします。

## ②新たに飼育展示する候補種

長期的な視点で、次世代撤退種の後継展示種や繁殖検討種の展示更新における展示候補種を整理し、新たに飼育展示する候補種を以下の視点から選定します。

### ◆新たに導入する候補種の選定条件

- ・ 飼育管理の負担が過大とならない種
- ・ 大規模な施設改修を必要としない種
- ・ 環境教育的視点で必要な種（動物園の飼育管理方針に基づく動物種）
- ・ JAZA の繁殖計画対象動物種（繁殖実績のある種、繁殖実績の向上や研究に寄与する種）
- ・ 繁殖実績が良好な種あるいは他園で受け入れを求められている動物の導入